

## 公募要領

### 1. 事業目的

しまね田舎ツーリズムで提供する田舎体験のうち、親子で参加出来る体験を、特定の期間集中的に広報し、体験者の獲得につなげることでしまね田舎ツーリズムの更なる推進を図る。

### 2. 募集内容

#### (1) 委託業務名

令和5年度しまね田舎ツーリズム親子体験広報事業

#### (2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

#### (4) 委託料の上限額

2,898千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (5) 留意事項

第484回島根県議会（令和5年2月定例会）において、本業務に係る予算の議決がなされない場合は、当該業務の発注を取り止めます。

### 3. 応募資格

#### (1) 単独の法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

#### (2) コンソーシアムの構成員又は単独の法人は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があつた後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限内において、その措置の期間が満了していない者でないこと。

④ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

⑤ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

⑥ 島根県の区域内に事業所を有する者にあっては県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

#### 4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託に当たり企画提案競争参加者から事前に企画提案競争参加表明書を徴収して資格の有無を審査し審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し企画提案書の提出及びプレゼンテーションへの出席を要請する。

(1)募集期間	令和5年2月21日（火）～令和5年3月10日（金）午後5時
(2)説明会	令和5年3月1日（水）午後1時30分～午後2時30分 島根県職員会館2階教養室4（松江市内中原町52） ※説明会参加希望者は、説明会参加申込書（様式1）を令和5年3月1日（水）午前10時までに持参又は電子メールにより1部提出すること。 ※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、島根県職員会館での説明会を中止し、オンラインによる説明に変更する場合がある。
(3)質問の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案競争質問書（様式2）にて令和5年3月6日（月）午後3時までに持参又は電子メールにより提出すること。
(4)質問の回答方法	受け付けた質問をとりまとめ、県HP「入札情報」に掲載して回答する。
(5)質問の回答予定日	令和5年3月7日（火）
(6)企画提案競争参加表明書の提出	企画提案競争に参加する者は、企画提案競争参加表明書（様式3）に以下の書類を添付して令和5年3月10日（金）午後5時までに持参又は郵送（郵便書留に限る。）により1部提出すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・宣誓書（様式4）</li><li>・消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部</li><li>・島根県税に係る納税証明書（島根県内に事業所を有しない場合は、主たる事務所が所在する都道府県における都道府県税に係る納税証明書） 1部</li><li>・会社概要が分かる資料（パンフレット、HPの写しなど）</li><li>・コンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し</li></ul> ※コンソーシアムにあっては、構成員ごとに納税証明書を各1部提出すること。 ※持参、郵便書留いずれの場合も受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとする。
(7)参加資格通知予定日	参加者表明書を受理後速やかに通知する。 参加資格を有しないと判断された場合は、本企画提案には参加できない。
(8)企画提案競争への参加辞退	企画提案競争参加表明書を提出した後で参加を辞退する場合は、企画提案競争参加辞退届（様式5）を令和5年3月17日（金）まで

	に持参又は郵送（郵便書留に限る。）により1部提出すること。 ※持参、郵便書留いずれの場合も受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとする。
(9)企画提案書提出期限	令和5年3月17日（金）午後5時
(10)企画提案者プレゼンテーション及び審査予定日	令和5年3月22日（水）／島根県庁周辺 ※プレゼンテーションの時間及び場所については、企画提案競争への参加表明書提出者に別途通知する。 ※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、オンラインによるプレゼンテーションに変更する場合がある。
(11)企画提案者プレゼンテーションの方法	企画提案者ごとに、企画提案書による説明（20分程度）の後に、審査委員からの質問時間（20分程度）を設定する。
(12)委託予定事業者の決定	令和5年3月23日（木）（予定）
(13)提出先及び問合せ先	島根県地域振興部しまね暮らし推進課 移住企画スタッフ 担当：柳樂 〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） TEL：0852-22-5687 メール：shimanegurashi@pref.shimane.lg.jp

## 5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1)作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画提案書（様式6）により作成すること。企画提案の審査は下記「6. 審査方法等（1）審査内容」に基づき実施するので、別添「仕様書」の内容を効果的に実施する方法を記載すること。</li> <li>用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。様式6については、別添の資料による説明を認める。ただし、様式6の項目に沿った資料となるように努めること。</li> </ul>
(2)提出方法・提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>計7部提出すること。</li> <li>令和5年3月20日（月）午後5時までに、上記4の(13)の提出先まで持参又は郵送（郵便書留に限る。）すること。 ※持参、郵便書留いずれの場合も受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとする。</li> </ul>
(3)見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>内訳が分かる見積書を1部提出すること。また、見積書の写しを企画提案書にそれぞれ綴り込むこと。</li> <li>見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。</li> </ul>
(4) 企画提案競争等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①提出期限、提出先又は提出方法に適合しないもの。</li> <li>②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。</li> <li>③虚偽の内容が記載されているもの。</li> </ul> </li> <li>提出期限後における企画提案書の差替え及び再提出は認められない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり、5,000円（消費税等を含む）を支給する。ただし、委託契約候補者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、委託契約候補者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。</li> <li>・企画提案競争の採否は、文書で通知する。</li> <li>・本要領に基づき提出された書類は返還しない。</li> <li>・提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。</li> <li>・提案書類は、他の企画提案者に対して非公開とする。</li> <li>・提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に基づき開示する場合がある。</li> </ul>
--	--

## 6. 審査方法等

(1) 審査内容	<p>(1) 審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁内に選定委員会を設置し、提出書類に基づき、提案者がプレゼンテーションを実施した上で、選定する。</li> <li>・選定委員会に先立ち、県担当部局から提案内容について照会することがある。</li> </ul> <p>(2) 審査のポイント</p> <p><u>ア. 目的性</u></p> <p>――・「しまね田舎ツーリズム」の体験者獲得に結びつく効果的な提案内容となっているか</p> <p><u>キア. 有効性</u></p> <p>(1)掲載希望の受付及び掲載情報の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報掲載を希望する実践者から、体験プログラム掲載に必要な情報を収集・整理し、文言等修正が必要な場合には実践者と調整して対応できる提案となっているか</li> </ul> <p>(2)広報パンフレットの作成・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業のターゲットに向けた効果的な構成（レイアウト・デザイン等）となっているか</li> <li>・本事業のターゲットとなる層に向けた効率的な配布計画となっているか</li> </ul> <p>(3)特設WEBサイトの開設・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業のターゲットに向けた効果的な構成（レイアウト・デザイン等）となっているか</li> <li>・本事業のターゲットとなる層に向けた効率的な広報計画となっているか。</li> </ul> <p>(4)イベント保険の加入</p>
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切なイベント保険に加入する提案となっているか</li> </ul> <p>(5)予約受付窓口の開設及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な予約受付のスキームが提案されているか</li> <li>・予約の変更やキャンセル（体験者都合、プログラム提供者都合どちらでも）発生時の対応が検討なされているか</li> </ul> <p><b>イ</b> 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案された内容を実施できる体制が構築されているか</li> </ul> <p><b>ウ</b> 個人情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務全般において適正な個人情報の管理及び取扱いがなされる体制等が構築されているか</li> </ul> <p><b>エ</b> 類似業務の受注実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な業務履行を期待できる受注実績を有しているか</li> </ul> <p><b>オ</b> 目標設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な目標が設定されているか</li> </ul> <p><b>カ</b> 経費設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な見積額となっているか</li> </ul>
(2)委託予定事業者の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会において、県の定める最低基準点を超えるかつ最も高い採点を得た企画提案者を委託予定事業者とする。</li> <li>・審査の結果適当と判断される企画提案書がない場合は委託予定事業者を選定しないことがある。</li> <li>・最高点の企画提案者が複数の場合は見積額の安価な企画提案者を委託予定事業者とし、見積額も同額である場合には当該者によるくじ引きにより委託予定事業者を選定する。</li> <li>・企画提案者が1者の場合であっても審査会は開催し、審査会の採点が県の定める最低基準点を超える場合に当該者を委託予定事業者として選定する。</li> </ul>
(3)応募者への採否通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託予定事業者の決定通知は令和5年3月23日（木）に、それ以外の通知は令和5年3月下旬を予定。</li> <li>・審査経過は公表しないものとし、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。</li> </ul>

## 7. 契約内容等

(1)委託期間	令和5年4月1日（予定）～令和6年1月31日
(2)委託料上限額	2,898千円（消費税及び地方消費税を含む。）
(3)契約方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託予定事業者と委託内容について協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。</li> </ul>

	・最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更等する場合がある。
(4)委託料の支払	原則として精算払とする。ただし、業務上必要と認められる場合は、概算払を行うことができる。
(5)一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施する上で必要と認められるときは、県と協議の上その一部を再委託することができる。
(6)契約保証金	島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付すること。ただし、同規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除できる場合がある。
(7)著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の権利は県に帰属する。
(8)個人情報の保護	本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するとともに、入手した個人情報については島根県個人情報保護条例（平成 14 年島根県条例第 7 号）に基づき適正に取り扱うこと。
(9)守秘義務	本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
(10)契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。